

「障害者週間」をご存じですか？

障害者基本法（第九条第一項）

〔障害者週間〕

国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

12月3日～9日は「障害者週間」です

SSC 完全参加と平等

(共同募金からの助成金の一部で作成しています。)

編集 NPO法人 埼玉県障害者協議会

編集責任者 田中 一

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内
TEL 048 (825) 0707 FAX 048 (825) 3070

メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp

発行 NPO法人 埼玉障害者センター

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内
TEL・FAX 048 (833) 7027

毎月10日、20日、30日

定価 1部 100円(購読料は会費に含まれます)

第121号

学習会

障害者総合支援法 3年後の見直しについて

きょうされん 埼玉支部 役員 湯浅 俊二

「ふつうに生きたい くらしたい！」障害者権利条約・基本合意・骨格提言の実現をめざす4・21全国集会が日比谷野外音楽堂において3000人の参加で開催されました。

今、障害者総合支援法の「3年後見直し改正」案が提出され国会での審議が始まっています。その内容は、「自立生活援助」や「就労定着支援」が新たに設けられましたが、具体的な支援内容は、厚生労働省令で定められており、現段階では不明な点が多くあります。そもそも障害者総合支援法とは、どのように成立したか振り返り、「3年後見直し」の方向性は、何をめざすべきなのかを訴えたいと思います。

2006年、国連では障害のある人に特別な権利を求めるのではなく、障害のない同年代の人との同等の権利を求める障害者権利条約が成立しました。同じく2006年に成立した障害者自立支援法は、障害を自己責任する応益負担を原則とし、人間としての尊厳を否定するものであり「天下の悪法」と評されました。そこで2008年違憲訴訟がはじまり、「障害者自立支援法は廃止、新しい法律をつくる」という基本合意を国と公文書で交わしました。障害者自立支援法に代わる新法制定にむけて、障害者制度改革推進会議総合福祉部会において障害者権利条約と基本合意を指針に骨格提言がまとめられました。ところが、新たな法律は、障害者権利条約・基本合意・骨格提言に基づいた「障害者総合福祉法」ではなく

く、障害者自立支援法の一部改正に留まった「障害者総合支援法」でした。

今回の「3年後見直し」の不十分さは、以下のことがあげられます。たとえば、基本合意では、介護保険優先原則を廃止するとされていますが、介護保険との連携が明記され、障害福祉と介護保険の統合が準備するという方向性が示されていると言えます。家族の収入に依拠する利用者負担制度も維持され、個々の支援の必要性に即した支給決定も見直しもされませんでした。

私たちは、障害者総合支援法の3年後見直しの方向性は、国は基本合意での約束を守り、障害者権利条約を遵守し、骨格提言を実現させていくことだと考えます。そして、障害のある人たちが個人として尊重され、障害者権利条約の基本精神でもある「私たち抜きに私たちのことをきめないで」のフレーズ通り、一人一人が権利の主体者となれる社会となることを強く望みます。

もくじ

学習会	1
障害者総合支援法の3年後の見直しについて…	1
支部活動紹介	
てんかんの現状と理解	2
埼玉県障がい者共同作業所の今	
ワークケア松ぼっくりの職員として	2
ひろがれ団体の輪	3
地活取材報告	4
編集後記	4

支部活動紹介

てんかんの現状と理解

公益社団法人 日本てんかん協会埼玉県支部
福田 守

公益社団法人日本てんかん協会（別名：波の会）は、てんかんに対する社会的理解の促進、てんかんに悩む人たちの社会援護活動、てんかん施策の充実をめざした調査研究や全国的な運動を展開しています。

埼玉県の発足は、1984年4月に設立されました。

てんかん協会埼玉県支部では、市民に向け、年に2回、様々な地域でてんかんについての医療講演・相談会を行っています。また、現在てんかんを持ち、生活上実際に困っている方々に対しては、情報交換・ピアカウンセリングの場を設けています。

毎月一度の機関誌の発送作業。啓蒙活動としては、前にも上げた年2回の医療講演・相

談会の実施、学校教職員等施設職員を対象とした専門職向け学習会、電話相談。

療育指導を目的に、夏は泳ごう会を学生ボランティア、水泳指導員の協力を仰ぎ実施しております。

他にも、年一回バス旅行等を行っています。また、グループ活動も行われています。

こんな活動を行っている団体ですが、設立当初は埼玉県全体で会員が400名近くいましたが、現在は230名ほどになり、会員の減少が大きな問題です。

もう一つは、世話人（役員）の交替が進まず、活発な活動が出来ていないように感じます。高齢化もあります。

会員数の数が多いということは外部に対してのアピールが大きいということで新規会員の拡大に向け会員1万人キャンペーンを展開しています。

役員の交替がスムーズにいっているところがございましたら、どの様な工夫をされているか教えていただければと思います。

埼玉県障がい者共同作業所の今

ワークケア松ぼっくりの職員として

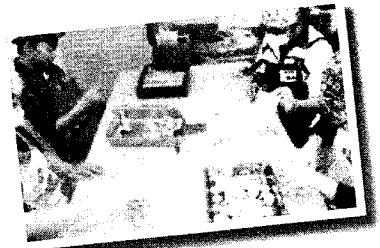
ワークケア松ぼっくり 事務員 深田 昌宏

私は、先天性の二分脊髄症と水頭症という病気で、基本的に車椅子で生活しています。また、高校を卒業する際に普通免許を取得し、手動装置を付けた自動車も、高校卒業まで親の送り迎えに頼っていた私の、高校卒業後の大変な移動手段の1つとなっています。

通勤も含め、どこへ行くにも外出する際は自動車を自分で運転して出かけていますが、街中にまだまだ障害者等用駐車場が少なかったり、車椅子のまま入れるバリアフリーのトイレが少ない事が悩みです。

仕事では、学生時代に習ったパソコンや簿記の資格を活かし、事務や経理などを行っています。

これからも、障害者の一人として、松ぼっくりの発展と美里町の福祉の発展、日本の障害者福祉への理解が進み、日本の障害者福祉が発展していくことを望みます。



ひろがれ！ 団体の輪

「一日も早く」と願って50年！

一般社団法人 埼玉県筋ジストロフィー協会

理 事 中野登美三

当会は昭和40年に日本筋ジストロフィー協会埼玉県支部として発足し、当協会への活動・発展に協力された方々への感謝の気持ちを表するために、平成27年3月には創立50周年の記念大会を行いました。

若くして亡くなった仲間を偲び、かつ筋ジストロフィーの根本治療の一日も早い実現を念願するものであります。

平成27年4月1日には一般社団法人に移行しまして現在に至りますが、近年、インターネットの普及により、会員数も減少傾向にあります。(現在145名)

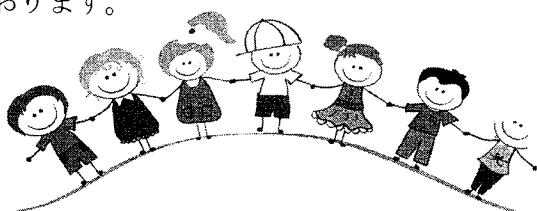
インターネットからの情報は、断片的であり、今の人生計画(療育相談)をどうすれば良いのかなどの悩みに応えられていないと感じます。

当会では筋ジストロフィーの患者および保護者の親睦を深め、励まし合いながら人生を楽しく暮らしていくようにしています。保護者からのアドバイス、障害者自身からのアドバイス等が受けられます。

会の行事として「夕涼み会(花火大会)」「クリスマス会」「療育キャンプ(1泊2日)」、埼玉研修会(医療関係者による講習会)を開催しています。

埼玉研修会では、終了後に専門医師を囲んで各自の悩みを話し合い、苦しんでいるのは自分だけではないことを実感して、希望を持つようにしています。

当会では「健康のよろこびを」パンダ鉛筆販売、生活介護事業、療育相談、福祉学園を運営して、障害者に潤いのある生活ができるよう支援を行っております。



難病患者の生きづらさを考える

埼玉県膠原病友の会

会 長 佐藤喜代子

昭和47年に友の会は設立しました。同年4疾患を含む国の特定疾患治療研究事業がスタートし、膠原病の中の全身性エリテマトーデスが対象になりました。膠原病とは1つのカテゴリーで、その中の代表的なものが全身性エリテマトーデスで、患者数が1番多い疾患です。

・・・難病患者の就労の壁・・・

平成28年4月から改正障害者雇用促進法が施行され、障害者が職場で働きやすいよう合理的配慮の提供義務が法律で定められました。

私たち難病患者も医学の進歩により「働けない患者」ではなく、むしろ「持病をもっていても働ける患者」となりましたが、障害者手帳を持っていない難病患者が就労を望んでいても、障害者雇用促進法の障害者雇用率の算定の壁にぶつかり就労しにくいというのが現実です。それに追い打ちをかけるかのように未だ企業等の理解がありません。

・・・「難病とは何ぞや？」・・・

大変むずかしい言葉です。難病=就労に関しては働けない病人ではなく、医師からも就業を禁止されておらず、自分でも自己管理ができ、適切な環境整備があれば仕事に付ける人達です。生きがいや経済的自立を求めて、「働きたい」という思いは当たり前の事です。

治療を受けながらも社会で活躍できるようになるには、どのような支援を受ければ今まで培ってきたキャリアを活かせるのが可能なのかを整理して、企業側への配慮を求める体制づくりが大切なのではないでしょうか。

♪♪ サロン風 地活『希望』♪♪

平成28年4月1日（金）川口市地域活動支援センター「希望」Ⅲ型が川口市元郷1丁目に開所した。場所は、国道122号沿いで、川口元郷駅1番線出口から徒歩1分の所で、3階建ての1階フロアーであった。中に入ると木製テーブルが2つ並んでおり、赤とグレーの両肘付きリクライニング椅子が交互に置かれていた。程よい音量のクラシックが流れしており、まるでサロンという雰囲気を醸し出していた。椅子にゆったりと座り、目をつぶっているだけでも、リラックスできるところだ。

そんな心地よい空間の中で、施設長の羽場氏にお話を伺った。まずこの地活はNPO法人川口市障害難病団体協議会が母体となり、市と契約を締結しているということ。活動内容は、カラオケ・パソコン・タブレット・将棋・囲碁・折り紙・絵手紙・ヨガ等と多種多様であるがご利用者様のニーズにお応えできる内容を現在も試行錯誤中であること。またおしゃべりだけに足を運んでいただいてもよいということであった。ご利用者様が居心地の良い環境づくり、癒される空間づくりをしていきたいというのが一番のねらいだそうだ。

確かにゆったりとした空間で寛げる雰囲気は充分に感じ取れた。障害の有無に関係なくサロン風の地活「希望」に足を運んでみるのもよいのでは……

文責 編集員



新年度となり、新たな場所で新たなスタートを切った、という方も多いのではないかと思います。

埼玉県内で活動されている障害者団体では、今年度もいろいろな行事などが企画されることと思います。

最近では、インターネットの利用など、手軽に情報を得られるようになりました。しかし、情報を得るために自分からそこに到達しなければなりません。

その点、広報誌であれば手に取り、目を通すことで知ることができます。

それぞれの団体の創意工夫を凝らした活動を紹介できるのが「完全参加と平等」です。

編集委員は、それぞれの団体から集まっています。

今回の紙面はいかがでしたでしょうか。

感想やご意見などをぜひお寄せください。

また、皆様に知ってほしいことや、参加者募集などの情報もお待ちしています。

★ 編集後記 ★